

一般社団法人日本拳法競技連盟 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 審査書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	・『中長期基本計画』を策定し、HPで公表している。 公開URL： https://www.kempo.or.jp/download/20230731GovernanceCode.pdf 日本拳法の拡大発展を願い競技人口の増加を掲げており、どの様にすれば良いかを全員が常に考えております。中長期基本計画策定に当たり、理事会に於いて各理事から意見を募り、また理事以外の方とも試合会場やメール等を活用して、広く意見を募っています。	T-① 競技連盟中長期基本計画 T-② 競技連盟理事会議事録 20221203 T-③ 競技連盟理事会メーリングリスト 20221022 発信
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	現状、加盟団体から人を出してもらっており、直接の雇用契約は無いが、ミッションに対して報酬を渡している。 (3)の内容通り年会費の値上げで、財務的に余裕を作り専務理事的な役割を担える人材を育てて行かなければならないと言う考えは有りますが、長らくボランティアの世界で活動していたので、家族を支える就職先として日本拳法競技連盟と雇用契約を締結できるだけの財務力は未だありません。事務局長に5万円/月を手当として支払う事が理事会で決議された。 人材の採用及び育成に関する計画は2025年3月までに対応する。	T-④ 競技連盟理事会議事録 20230610
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	財務の健全性確保に関する計画の策定には至っていない。 現在、公的及び民間からの補助金・助成金からの収入は無く、会費収入で運営をしている。 2024年度から会費の改定(値上げ)を行うことを下記の通り決定した。 「社会人2,000円、大学生・高校生1,000円、少年500円」 財務の健全性確保に関する計画は2025年3月までに対応する。	T-⑤ 競技連盟臨時理事会議事録20230325
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	正会員として、各都道府県体育・スポーツ協会に加盟している都道府県連盟9団体から其々代表1名、計9名を増員しました。 また新たに各6地域ブロックから各1名、計6名が理事として任命され、職域団体からの理事、允許団体からの理事に地域連盟からも入った事により広く意見を聞きながら運営して行く。 上記の中に女性理事2名(内外部理事1名)が加わりましたが、割合はまだ低いです。地域連盟から加わった事で女性の候補者の推薦を貰いたいと思います。 女性理事・外部理事をクウォーター制から始めなければ人数が増えて来ない事は理解している。但し会議に出席して意見を言える人を確保し、尚且つ割合をクリアする為に優秀な男性を理事に付けない事にも苦慮している。今年度は女性理事を2名追加し19名の理事となった。 外部理事25%以上および女性理事40%以上を目標とし、各方面に対して人材を募集をしています。 外部理事及び女性理事の目標設定についての機関決定は2024年3月までに策定する。	T-⑥ 競技連盟役員名簿 20230706
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	(1) 当協会は社団法人であるため、この項目は該当しない。	なし
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	アスリート委員会の設置は未だできていない。 選手目録での意見を取り入れるためにアスリート委員会の設置を今年度中に理事会に於いて決定する予定であったが、アスリートから直接意見を貰える環境が整っていない。 アスリート委員会のメンバーは指導者では無く現役のアスリートで構成したいと考えている。 2025年3月までにアスリート委員会を設置について対応する。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	定款の理事数5人以上30名以内にに基づき、19名で理事会を構成している。 職域団体である社会人連盟、学生連盟（大学生）、高校連盟、少年連盟、自衛隊連盟。 地域団体である各県連盟で九州地区、四国地区、関西地区、中部地区、関東地区、東北・北海道地区から及び允許団体と審判団からの各セクションから選出され適正な規模であると考え る。	T-⑦ 競技連盟定款 20230610 T-⑥ 競技連盟役員名簿 20230706
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	役員選任に関する規程は2024年3月までに策定する。 激変緩和措置の一環として、初就任時の年齢制限を70歳未満とした。 理事会で下記の事を決定している。 ①理事、初就任時の年齢は70歳未満とする。 ②定年年齢は設けない。 ③再任回数は原則5期10年とする。	T-⑧ 競技連盟理事会議事録 20220123
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数 の上限を設けること	(1) 理事が原則として10年を超えて在任することのないよう、理事会決議として再任回数の上 限を5回と定めている。 2024年3月までに役員選任に関する（原則として10年を超えて在任する事が無いよう再任 回数 の上限を設ける）規程を作成をする。 現状、在任期間が10年を超える役員は存在しない。	T-⑧ 競技連盟理事会議事録 20220123 T-⑥ 競技連盟役員名簿 20230706
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	現状、役員候補者選考委員会はありません。 設置する場合どのような運営方法を取るかも含めて検討課題とします。 役員候補者選考委員会は2027年3月までに対応する。	
11	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	加盟団体規程、倫理懲戒規程で対応していますが、他団体も参考にして必要な規程が有れば整備 します。	T-⑨ 競技連盟加盟団体規程 T-⑩ 競技連盟倫理・懲戒規程
12	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款及び各種規定を整備しています。 全ての規定をHPに掲載しています。 https://www.kempo.or.jp/about_kitei.html	T-⑦ 競技連盟定款 20230610
13	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	業務分掌規程を作成しております。	T-⑪ 競技連盟 業務分掌規程
14	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	定款30条に役員は無報酬とする。と記載されており、その為に役員の報酬等に関する規程は現 状有りません。 旅費規程やその他の規定がありますが、役職員の報酬等に関する規程を2025年3月までに 策定 します。	⑫ 競技連盟旅費規程
15	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	定款第6章 資産（財産）及び会計 第39条～第44条に定めています。 他必要な規定が有れば2025年3月までに策定します。	T-⑦ 競技連盟定款 20230610
16	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	寄付金等取扱規程、加盟団体規程、会費規程、旅費規程等の規定を整備している。	T-⑬ 競技連盟 寄付金等取扱規程 T-⑭ 競技連盟 会費規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証書類
17	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的 な選考に関する規程その他選手の 権利保護に関する規程を整備する こと	代表選手選出規程は未整備です。 国際大会への選手派遣については、競技連盟が主催する大会の成績を参考にして選出する事を基本とした規程を遅くとも2025年3月までに整備する。 数年に一度の割合で国際大会が海外に於いて開催されるが、従来から当連盟主催の全・日本拳法総合選手権大会の上位入賞者から選出している。	
18	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な 選考に関する規程を整備すること	審判団規約及び競技規則を整備している。 公認審判員講習会を毎年開催して資格を与えている。 基本的に少年審判員（少年＝小学1年～中学3年の試合を担当する）は三段以上で審判員（高校生以上の試合を担当する）は四段以上となっております。 東日本・中部日本・西日本の審判団が其々募集や講習をしております。 HPに掲載されている物をプリントしましたので年度が最新では有りませんが内容は同じです。 資料：11-----5頁あります。 大会に於ける審判員の割り振りについては、 ①大会規模、参加人数を勘案して、主管地域の審判員に募集を掛ける。 ②応募者の中から大会開催地と地理的・関係性を考慮して審判団で審判員を決定する。	T-⑮ 競技連盟 審判団 規約 T-⑯ 競技連盟 競技規則 U-資料 11 公認審判員
19	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁 護士への相談ルートを確認するな ど、専門家に日常的に相談や問 い合わせをできる体制を確認す ること	ホームページに問合せ窓口を設置しており、案件に応じて弁護士等とも連絡を取れる体制を取っている。 外部理事に弁護士が入り、相談できる体制になっている。	T-⑥ 競技連盟役員 名簿 20230706
20	[原則4] コンプライ アンス委員会を設置す べきである。	(1) コンプライアンス委員会を 設置し運営すること	現状、倫理懲戒規程は整備しており、その中で同様の機能を果たすと認識していたが、コンプライアンス委員会を2023年度中に新たに設置し肉付けする。	
21	[原則4] コンプライ アンス委員会を設置す べきである。	(2) コンプライアンス委員会の 構成員に弁護士、公認会計士、学 識経験者等の有識者を配置す ること	2023年度にコンプライアンス委員会を設置する時は構成員に有識者を配置します。	
22	[原則5] コンプライ アンス強化のための教 育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライ アンス教育を実施すること	現状は関東・中部、関西で各允許団体に於いて実施している。 役員・指導者・審判員と一緒に、選手は分けて実施している所もあり、審判員は別に実施するところ、選手に対しては行っていない所も有る。また地方ではその県体協が実施する講習会に参加している。 関西の場合は講習会等で弁護士や大学教授を講師に迎え、指導者に対してコンプライアンス教育をしている。2023年度も8月に外部理事の中岡弁護士を招いてコンプライアンス教育を受ける。 今後は役員・指導者・審判員・選手に対して行う教育については、開催方法や内容も含めて2025年3月までに策定する。	資料：10-① コーチ 1 資格概要・カリキュ ラム・日程表 10-② 8/27 使用資 料、 7/23, 8/6, 8/20は形の 講習と教書の読み合わ せなどです。 10-③-参加者名簿
23	[原則5] コンプライ アンス強化のための教 育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコン プライアンス教育を実施すること	指導者講習会等で弁護士や大学教授を講師に迎え、指導者に対してコンプライアンス教育をしている。2023年度も8月に外部理事の中岡弁護士を招いてコンプライアンス教育を受ける。 選手に対するコンプライアンス教育は2025年3月までに対応する。	資料：10-① コーチ 1 資格概要・カリキュ ラム・日程表 10-② 8/27 使用資 料、 7/23, 8/6, 8/20は形の 講習と教書の読み合わ せなどです。 10-③-参加者名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証書類
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	現状は関東・中部。関西で各允許団体に於いて実施している。 役員・指導者・審判員と一緒に、選手は分けて実施している所もあり、審判員は別に実施するところ、選手に対しては行っていない所も有る。また地方ではその県体協が実施する講習会に参加している。 関西の場合は講習会等で弁護士や大学教授を講師に迎え、指導者に対してコンプライアンス教育をしている。2023年度も8月に外部理事の中岡弁護士を招いてコンプライアンス教育を受ける。 今後は役員・指導者・審判員・選手に対して行う教育については、開催方法や内容も含めて2025年3月までに策定する。	資料：10-① コーチ 1 資格概要・カリキュラム・日程表 10-② 8/27 使用資料、 7/23, 8/6, 8/20は形の講習と教書の読み合わせなどです。 10-③-参加者名簿
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	公認会計士と顧問契約を結び適時サポートを受ける体制を取っている。	U-資料5--委嘱契約書 堤公認会計士
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	決算等は税理士が入り公正な会計原則を遵守しています。 (2) 監事は顧問である公認会計士と相談できる。 (3) 監事は理事や事務局員と日常的に情報共有がとれている。 山田監事は特に経理に関した資格は持ち合わせていませんが、会社員として勤め上げられ、永きに亘り日本拳法全体の事に対して常に公平公正な考えで意見発信をしてくれており、その人徳におきまして監事に相応しいと考えています。 添付の監査報告書も作成している。	T-⑩ 競技連盟 監査報告書
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	現状、国庫補助金や民間の補助金は受けていません。如何にすれば補助金等の申請ができるのか模索中です。	
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	財務諸表等は本部事務所に適切に保管し閲覧ができる状態です。 財務諸表HPへのアップは2025年3月までに対応します。	
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	国際大会への参加は殆ど無い為、選考基準の規定はない。 遅くとも、2025年3月までに選考基準に関する規程を整備する。	● 「～規程」
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報を開示すること	(1) ガバナンスコードの遵守状況をホームページで開示している。 公開URL： https://www.kempo.or.jp/download/20230731GovernanceCode.pdf	
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	利益相反ポリシーを策定しHPに公開している。 現状、利益相反が生じるような取引の契約は無い。	T-⑩ 競技連盟 倫理・懲戒規程 T-⑩ 競技連盟 利益相反ポリシー
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	利益相反ポリシーを策定しHPに公開している。 https://www.kempo.or.jp/download/iocontrarypolicy.pdf	T-⑩ 競技連盟 利益相反ポリシー

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	現状HPに問合せ窓口を設置しており、その中で処理できると考えていますが、窓口となる者が内部の人間であれば匿名性が担保されにくいところがある。その為か現実的には相談は無い 2025年3月までに、通報窓口を設置し、運用に関する規程を整備する。また役員員に対して通報が正当な行為として評価されるものであるという意識づけを徹底する。	
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	通報窓口に来た案件については通報内容により適時、有識者に相談できる運用体制の構築をする。 2025年3月までに、有識者を中心とした通報制度の運用体制を整備する。	
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	倫理・懲戒規程をHPに公開しております。 https://www.kempo.or.jp/download/202103kitei_ethicsdisciplinary.pdf 処分対象者や聴聞の機会の設置、処分内容に関する告知について定めた規程を、2025年3月までに整備する。	T-⑩ 倫理・懲戒規程 https://www.kempo.or.jp/download/202103kitei_ethicsdisciplinary.pdf
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	倫理・懲戒委員会で調査後に処分を決定する前に弁護士等に相談しています。 倫理懲戒委員会は、都度立ち上げるので委員名簿は有りません。 処分審査を行う倫理・懲戒委員会が、中立性及び専門性を有した構成となるよう、2025年3月までに整備する。	
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	本連盟は懲罰や紛争について公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるように自動応諾条項を採択しております。 自動応諾条項の対象事項にはあらゆる対象を含むように既存の倫理・懲戒規程に追加反映する新設の規程を2025年3月までに策定する。	T-⑩ 倫理・懲戒規程 https://www.kempo.or.jp/download/202103kitei_ethicsdisciplinary.pdf
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	本連盟は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の自動応諾条項を採択している内容をHPに公開していますが、処分対象者に対しては、改めて通知する事とします。 倫理・懲戒規程にて、処分対象者に書面を用いて通知するよう追加反映する、新設の規程を2025年3月までに作成する。	T-⑩ 競技連盟 倫理・懲戒規程
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	危機（有事）の概念の共有をはかり、危機管理マニュアルを2025年3月までに策定する。	
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	過去4年間に於いて、重大な不祥事は発生していない。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証書類
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	過去4年間に於いて、重大な不祥事は発生していない。	
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	加盟団体規程において、下記のように地方組織等との関係を適切に規定している。 (1) 権限関係を加盟団体規程において明確にしている。 (2) 組織運営及び業務執行について適切な指導・助言を行うための方針等を定めている。支援については大会に審判員を派遣するなどしている。 (3) 組織運営及び業務執行について適切な指導・助言及び支援を行っている。 地方大会に参加し、地方の執行部の人達と意思の疎通を図り、問題点を聞きとり、解決策を助言している。	T-⑨ 加盟団体規程
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	現状、情報提供などは理事や委員に留まっているために加盟団体代表者ML等を2023年度中に作成し、またライングループを構築して友達登録で情報共有を一層推進する。	